

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月26日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、学校施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和8年5月26日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

1 損害賠償の額 328,657円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

### 3 事故の概要

令和8年3月14日午後0時30分頃、亀岡市立詳徳中学校駐車場内において、相手方車両が道路に出る際に安全確認のため一時停止を行っていたところ、駐車場出入口に設置されている門扉が風にあおられて停車していた当該車両に接触し、当該車両右側面に擦過痕と凹みが生じた。